

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2021-10

ハイライト：

特許庁、白物家電分野の特許性判断の事例集を発刊	1
特許法院2021. 07. 08. 宣告2020HE07296 [登録無効(特許)]	2
模倣商標の出願登録は可能か？	3
5世代移動通信基盤の安全な仕事場を実現する技術-特許出願増加	3
ウイルス伝播遮断技術が融合されたエレベーターの特許出願が急増	4
「モン玉膏」、「ニャン辰丹」…「韓方」まで商標権を守る？	5



特許庁、白物家電分野の特許性判断の事例集を発刊

特許庁は「白物家電分野の特許性判断の事例集」(以下、「事例集」という)を発刊した。

最近、韓国の家電メーカーが海外市場でグローバル家電メーカーと熾烈な競争をしており、市場での優位を占めるには、優れた技術力とこれを支える特許競争力が非常に重要になってきた。

世界の家電市場における激戦地である米国では、過去10年間、韓国の家電メーカーによる白物家電分野の特許出願が着実に増えていることが分かった。

特に、洗濯機と冷蔵庫の分野における特許出願を

見ると、韓国の家電メーカーが1、2位を占めている。-最近、米国の家電市場での目覚ましい活躍(市場シェア：サムスン電子1位、LG電子2位)の背景には、これらの強力な特許競争力により裏付けられていると分析できる。

*米国の生活家電市場における2021年第1四半期の市場シェア：サムスン電子21.0%、LG電子19.0%、ワールプール16.5%(市場調査機関トラックライン/2021年6月)。

**LG電子は、2021年上半年に売上高13兆5000億ウォン(約1兆2730億円)を達成し、グローバル最大のライバルであるワールプールの11兆9000億ウォン(約1兆1214億円)を追い越した(業界実績発表資料参照/2021年7月)。

しかし、世界の市場に範囲を広げてみると、中国の家電メーカーがIP5(韓国、米国、欧州、中国、日本)で特許出願件数1、2位を占めており、韓国の家電メーカーが米国を超えて世界の市場をリードするためには、グローバルな特許競争力をさらに強化

する必要がある。

白物家電分野は、研究開発に莫大な投資と時間が必要な反面、模倣は容易であるが、厳しい特許性判断により特許取得が難しいため、グローバル競争で立ち遅れる恐れがあると韓国家電メーカーは主張してきた。

また、第4次産業革命の技術が結合した最先端の融・複合発明については、明確な特許性判断の基準を確立する必要があるとの意見を提示してきた。

事例集では、このような産業界の意見を反映させ、白物家電分野で特許性を判断する主な論点別に実際の判断例及びガイドを提示することにより、家電メーカーが特許獲得戦略をたてる上で役立つものとした。

例えば、粒子状物質(PM10/PM2.5等)除去及び折り目機能を備えた衣類管理機、下洗い機能のある縦型洗濯機のような新機能が加わった家電製品、屋外から冷蔵庫の中を確認して遠隔操作できる通信手段を備えた冷蔵庫等、人工知能とIoTを結合した家電製品に対する特許性判断の事例が掲載されている。

事例集を通じて、特許性判断の基準を産業界と同じ目線に合わせることにより、企業のイノベーションがグローバルな特許競争力強化につながる道標の役割をするものと期待される。

特許庁の家電製品審査官は、「気候・環境及びライフスタイルの変化、コロナ禍によるテレワークの増加に伴う新たな需要拡大により白物家電市場の技術競争が一層激しくなっており、これに関する特許出願が増えていくと思われる」としながら、「特許庁は、韓国の白物家電業界との積極的なコミュニケーションを通じて、韓国の家電が世界の市場を掴むことができるよう、特許競争力確保の為に共に努力していきたい」と語った。

事例集は、誰でも韓国特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)からダウンロードすることができる。



特許判例

特許法院2021.07.08. 宣告2020HE07296

[登録無効(特許)]

特定の先行発明が、審決を取消す判決が確定した後の審理過程で提出された新たな証拠に該当すると見ることができず、これに対して、特許審判院が、原告に特許発明に関して訂正請求の機会を与えなかったとしても、かかる事情のみで原告の訂正請求の機会を剥奪した違法はないと見た事例

1. 事件の概要

被告は2017年6月29日、特許審判院に特許発明に対して登録無効審判を請求した。そこで原告は、2017年12月19日に特許発明の訂正請求をした後、2018年1月5日(1回目の訂正請求書の補正)及び2018年4月26日(2回目の訂正請求書の補正)に訂正請求をそれぞれ補正した。特許審判院は、2019年4月22日に「1回目の訂正明細書の補正は適法であり、2回目の訂正明細書の補正は不適法である。1回目の訂正明細書の補正が反映された訂正請求は、適法なのでこれを認める。請求項1、4～6の訂正発明は、比較対象発明1～4、6、7によって進歩性が否定されない。」との理由により、無効審判請求を棄却する審決(第1次審決)を行った。

被告は、2019年5月16日に特許法院に第1次審決に対する審決取消訴訟を提起したが、訴訟過程で先行発明1が新たに提出された。特許法院は、2020年7月3日に「請求項1、4、5の訂正発明は先行発明2と先行発明1、7との結合により、請求項6の訂正発明は先行発明2と先行発明1、3、7との結合により、それぞれ進歩性が否定されるので登録が無効となるべき。」との理由で被告の請求を受け入れ、第1次審決を取り消す内容の判決を宣告し、同判決は、2020年7月22日に確定した。

特許審判院は、特許発明の進歩性否定の可否について再度審理した後、被告の審判請求を受け入れて特許発明を無効にするという内容の審決を行った。

2. 判示の要旨

先行発明1が第1次審決の審判手続では提出されなかったが、本事件の取消訴訟で新たに提出された事実

は先に見た通りである。また、甲号証の各記載と弁論全体の趣旨を総合すると、原告（特許権者）が本事件審決の審判手続で先行発明1を証拠として提出し、特許発明に関して訂正請求の機会を求める趣旨の意見書をそれぞれ提出した事実は認められる。

しかし、先行発明1は、本事件取消訴訟で既に提出された証拠なので、上記法理に照らして審決を取消す判決が確定した後の審理過程で提出された「新たな証拠」に該当すると見ることはできない。従って、確定された本事件取消判決の基本理由に羈束される特許審判院としては、先行発明1が提出されたという理由だけで、既に違法と判断されている第1次審決と同じ結論の審決をすることはできない。これに原告としては、本事件取消訴訟が係属している間、訂正審判を請求することができたので、原告に先行発明1に関して特許発明を訂正する機会が実質的に与えられたと見ることのできる点等までさらにみると、特許審判院が原告に特許発明に関して訂正請求の機会を与えなかったとしても、かかる事情のみで原告に証拠の提出による訂正請求の機会を剥奪した違法があるとはいえない。

従って、先行発明1の提出にもかかわらず、これについて判断せず、訂正請求の機会も与えなかった本事件審決に審理不十分及び判断遺脱の違法があるという原告の主張は、受け入れることができない。



模倣商標の出願登録は可能か？

今年4月に有名なソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の運営体系である「インスタグラム」が、他社の商標「インスタモデル」に対して提起した商標登録無効訴訟で勝訴した。特許法院の裁判部は、「インスタモデル」が「インスタグラム」の略称と類似し、その名声を利用して不当な利益を得ようとする目的があると判断、商標登録無効事由に該当すると結論を下した（特許法院2020HE04464）。このように真似した商標出願は、登録が拒絶されたり商標権の侵害が認められる可能性が高い。

米国では、表現の自由から、既存の商標を戯画化して表現したことが明らかな場合は、商品出所の混同の可能性がないとして商標権侵害と見ていない。

ただし、既存の商標と模倣商標との区別が難しく

混乱を引き起こす可能性が高く、取引社会で公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、商標権侵害と見ている。

	インスタグラム	インスタモデル
標章		
出願日 登録日	2015. 08. 24. 2016. 04. 01.	2016. 02. 24. 2017. 07. 25.
商品類 及び 主要 商品	[35類] 広告及びマーケティング相談業、 広告業、マーケティング調査研究業 等	[35類] 広告及びマーケティング相談業、 広告及びマーケティング業、 モデル斡旋業 等

それでは、韓国ではどのように判断しているだろうか。韓国では、模倣商標は大抵の場合権利として認められ難い。即ち、商標権登録のために出願しても拒絶される可能性が高い。

一般に、模倣商標と既存の商標との間で全ての商品が同一・類似している場合、当然のことながら登録は困難であろう。

ただし、商標は同一・類似しているが商品が異なる場合には、当該商標が▲有名な商標との混同を生じさせたり、その評判に否定的な影響を与えるおそれがあるか、▲不当な利益を得たり、特定人に損害を与える不正な目的を有しているか、等について重点的に審査することになる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「商標は商品の出所を示して、商標権者はもちろん一般の消費者の権利も保護する役割をしているため、模倣商標の審査の際には、厳格な判断基準を適用している」としながら、「今年は模倣出願の登録拒絶件数が増えているので、出願時には注意しなければならない」と強調した。

出願動向

5世代移動通信基盤の安全な仕事場を実現する技術-特許出願増加

最近、職場の安全に対する社会的関心が急増し、これを予防・対処する技術が注目を集めている。これと関連して、5G技術を活用して職場の安全な仕事場を実現す

る特許出願も増加している。

特許庁によると、5Gを基盤とした安全な仕事場を実現する技術の特許出願は、2014年の6件、2015年の9件から、2018年に58件、2019年には110件へと急激に増加している。

最近7年間の関連する特許出願（計271件）の具体的な現状を見ると、火災等の災害状況をリアルタイムで感知して警報を鳴らす技術が44%、災害発生時に避難案内したり初動対応する技術が21%、ビッグデータ等を活用して事故を予測し診断する技術が19%、速やかに状況を伝える災害安全通信ネットワーク技術が16%を占めている。

特許出願における出願人別の割合は、中小・中堅企業が52.0%と最も大きな割合を占めており、個人19%、大学・研究機関13%、大企業13.0%、その他（外国人等）3%となっている。

主な特許事例を見ると、センサーによりリアルタイムで状況情報を感知して、安全帽に安全情報を表示し、火災時の火の位置や避難経路を表示したり、人が点検するには危険な橋梁をドローンを利用して撮影し、リアルタイムで分析して橋梁の安全を診断する、等がある。

一方、5G基盤による安全な仕事場を実現する技術は、5G通信の超高速、超低遅延及びハイパーコネクティブティの特性を基にした第4次産業革命技術であるIoT、ビッグデータが融合され、災害からの安全、生活における安全といった様々な分野に拡大されている。

特許庁によると、「重大災害処罰等に関する法律に基づく企業の積極的需要により、関連技術への関心がさらに高まることが予想されるため、これに関連する強い知的財産権の確保が必要である」とし、「このため特許庁では、特許法改正（2021. 6. 23. 施行）を通じて災害安全技術を優先審査の対象に指定し、審査が適時に行われるよう支援している」と述べた

ウイルス伝播遮断技術が融合された エレベーターの特許出願が急増

特許庁は、日常生活の「3密」の代表的な場所といえる、エレベーター内でのウイルス伝播を遮断する技術に関する特許出願が、2020年に前年比6倍以上増えたと

発表した。

エレベーター内のウイルス伝播遮断技術に関する特許出願は、過去10年間（2010～2019年）は年平均15件程度であったが、新型コロナのパンデミックにより、2020年の1年だけで114件と大幅に増加した。

エレベーターに適用されるウイルス伝播遮断技術は、ボタンを押さずにエレベーターを呼んで目的の階が選択できる非接触式情報入力技術、内部の空気を浄化して殺菌・消毒する技術、接触式ボタンを殺菌・消毒する技術等が含まれる。

非接触式情報入力技術は、赤外線センサーやカメラ等を用いて人の手を認識して情報が入力される方法や、音声及びスマートフォン等を介して情報が入力される方法等が主に適用されている。また、内部の空気浄化及びボタンの殺菌・消毒技術は、エレベーターの中に人がいない時に殺菌剤を散布、またはUV（紫外線）で殺菌・消毒する方法が主に適用されていることが分かった。

詳細技術別の出願（計114件）を見てみると、非接触式情報入力技術が35%、内部の空気浄化及び殺菌・消毒技術が33%、ボタンの殺菌・消毒技術が32%と、技術毎に比較的均等に申請されている。一方、内部の空気浄化と殺菌・消毒技術、及びボタンの殺菌・消毒技術分野の出願は、毎年10件にも至らなかったものが、2020年にはそれぞれ38件、36件と増加幅が大だった。

出願人別に見ると、2019年までは企業・研究機関の出願割合（71%）が高かったが、2020年には個人（61%）の割合が企業・研究機関（39%）よりも遥かに高まっていることが分かる。これは、エレベーターを利用する際、短くても数十秒から長ければ2～3分の間「3密」状態になるため、国民がウイルス伝播のリスクを肌で感じると共に、この時に浮かんだアイデアが死蔵されずに特許出願にまでつながった結果と思われる。

特許庁は、「コロナウイルスによるリスクある環境が、新技術を通じて徐々に改善されることを願うと共に、今回のエレベーターの事例のように、日常生活で感じる問題点や不便さを解消するためのアイデアが特許出願につながるという環境を整えるため、特許庁でも政策的支援で最善を尽くすつもり」と語った。

「モン玉膏」、「ニャン辰丹」… 「韓方」まで商標権を守る？

「ケ(犬)ロナミン(類似の医薬品名：アロナミン)」、「ミヨ(猫)ディタッチ(類似の医薬品名：メディタッチ)」等、最近、韓国の製薬業界が、ペット用商品から自社の商標権を守るために「名前戦争」を繰り広げており、薬局にある主な韓方製剤まで防御する形となってきた。

廣東製薬の「瓊玉膏(キョンオクコウ)」、「拱辰丹(コンジンダン)」等は、薬局にある韓方製剤の中でも売上率の高い製品であるが、既に市場には韓方をコンセプトとしたペット用の品目が出ているため、これらの努力は当分の間続きそうだ。

業界によると、廣東製薬は自社名で「ニャン辰丹」、「ペット辰丹」、「ミヨ(猫)玉膏」、「モン(犬)玉膏」、「ニャン玉膏」、「キョン(犬)玉膏」等、6件の商標権を出願したことが分かった。

当該商標の分類を見てみると、国際分類の「5類」及び「31類」で、うち5類は医薬品、31類は農産物及び動物用飼料/飲料等を含んでいる。

当該名称の場合、自社が販売している主な一般用医薬品である「瓊玉膏」及び「拱辰丹」との類似性が非常に高いものである。これらを総合すると、廣東製薬が出願した特許権は、医薬品の商標権を守っていかうとする最近の動向と関連深いものと思われる。

これまで韓国の製薬業界では、他の製薬会社あるいは業界が自社製品と類似した名前を使えないように、たえず防御してきた。このうち最近の事例では、日東製薬の「ケロナミン」、「ケオビタ(類似の医薬品名：ピオビタ)」等があり、これは自社の一般用医薬品及びサプリメントの発売を防御するために出願したものであった。

こうした中、最近は薬局でよく売れている韓方医薬品に至るまで、類似商標を防ぐための動きが出ている。

業界では、他の製薬会社が該当製品の名前を使えないよう先取りするためとの分析等もあるが、そのうち最も信憑性があるのは、ペット用製品と区別し境界線を引くためのもの、という意見である。

ペット市場では、すでに2年程前から韓方関連の製品

が続々と出てきている。このうち一部商品は、単価も高い方に属する。一般の栄養剤とは異なり、韓方という名が入ることによって消費者の値段に対する抵抗感も和らいでいる。

韓方製剤で強みを見せてきた企業が、数年、長くは数十年に亘って製品のイメージを作り上げてきた状況下で、このような製品が継続して発売されるとするならば、自社製品のイメージが希薄になってしまうのではないかというものだ。

何よりも、「瓊玉膏」や「拱辰丹」等の名称は、事実上「一般名詞」化されているために、商標権を先取りするというのも曖昧な状況。これらペット製品から自然な形で守るためには、商標権の防御に回るのが手順ではないか、というのが業界関係者の伝えるところだ。

ある製薬会社の関係者は、「製薬会社の立場では、イメージ作りのためにマーケティング等で多くの費用を投入してたゆまぬ努力をしてきた。ゆえに、類似名称を使って市場に参入するというのは正当な方法と見ることができない」としながら、「市場では、今後も自社製品の防御に向けた努力が続くはずだ」と見通している。

最新技術

延世大医学部、体細胞を活用した 心臓再生治療の可能性を確認

韓国の医療陣が一般の体細胞を心血管組織に直接転換して、心臓の再生治療に適用できる可能性について確認した。研究チームは、これまで再生能力のない心臓を治療するためには、移植手術以外に方法がなかったが、今回の研究結果が、心臓の再生治療に大きな役割を果たすことを期待している。

延世大医学部は、同学部の医生命科学課と米国エモリー大学のユン・ヨンソプ研究チームが、一般の体細胞の一つである繊維芽細胞を直接転換方法を介して主な心臓細胞と細胞外基質を保有する「直接転換心臓類似組織(rCVT)」を作り、マウスモデルに適用した結果、心臓再生治療効果を確認したと発表した。

今回の研究結果は、「Nature」の姉妹誌である「Nature

Biomedical Engineering」の最新号に掲載されている。

心臓は再生能力が殆どないため、損傷が著しい場合は心臓移植以外に治療法がない。研究チームによると、最近、細胞治療法がその代案として台頭しているが、まだ臨床的な効果が証明された治療法がない。

研究チームは、最近、幹細胞を用いて複数の細胞をそれぞれ分化させ、細胞外基質と混合する融合・複合製剤方法を試みたが、技術的、経済的に現実性に乏しく、腫瘍生成等のリスクが大きいことが分かったことを説明した。

研究チームは、動物実験で、一般の体細胞である繊維芽細胞から主な心臓細胞及び細胞外基質を一度に作る「組織直接転換」方法を開発した。

研究チームによると、直接転換方式で、マウスの皮膚から分離した繊維芽細胞にmicroRNA 208及びBMP4、そして水溶性ビタミンである「アスコルビン酸」を入れ、7日以上培養した。研究チームは、繊維芽細胞が心筋細胞、血管内皮細胞、平滑筋細胞、及び細胞外基質を同時に生成するパッチ状の組織に変わったことを発見し、これをrCVT(reprogrammed cardiovascular tissue)と命名した。

研究チームは、直接転換方法を介して生成した心臓様組織を、心筋梗塞のマウスモデルの心臓外壁に直接パッチ状に付着して治療効果を確認した。その結果、rCVTを付着して12週間経過後に測定した心筋梗塞による損傷の程度（繊維化率）が、対照群と比較して約50%以上減少した。

また、心臓組織を16週に亘って検査した結果、rCVT内

のリプログラムされた細胞が、心臓内部に移動して、内皮細胞及び平滑筋細胞は血管を形成し、心筋細胞は16週の間成熟して、心臓にある正常な心筋細胞のように機能し、心臓再生に寄与した。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr